歩きスマホアンケート調査報告書

令和2年10月

大阪府

**－ 目　次 －**

Ⅰ.　調査目的 1

Ⅱ.　調査実施概要 1

Ⅲ.　回答者の属性 3

Ⅳ.　調査結果の詳細 6

１　歩きスマホの経験について 6

２　歩きスマホの危険性について 9

３　歩きスマホの対策について 14

Ⅵ.　調査票 19

**Ⅰ．調査目的**

近年、スマートフォン（スマホ）の普及が進み、今や生活に欠かせないものとなってきている。一方で、スマホの画面を見ながら歩行するいわゆる「歩きスマホ」が問題となってきていることを鑑み、歩きスマホの現状や課題を把握し、今後の取組みの検討材料とすることを目的に実施する。

**Ⅱ．調査実施概要**

１.調査方法

インターネットによるアンケート調査（楽天インサイト株式会社に調査委託）

２．調査対象

国勢調査結果（平成27年）に基づく性・年代・居住地（4地域）の割合で割り付けた18歳以上の大阪府民1,000サンプル

（上段：回答者数、下段：横％）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | ｎ | 大阪市域 | 北部大阪地域 | 東部大阪地域 | 南部大阪地域 |
| 全体 | | 1,000 | 310 | 199 | 225 | 266 |
| 100.0 | 31.0 | 19.9 | 22.5 | 26.6 |
| 性年代 | 男性 18歳～29歳 | 74 | 24 | 15 | 16 | 19 |
|  | 100.0 | 32.4 | 20.3 | 21.6 | 25.7 |
| 男性 30代 | 73 | 25 | 15 | 15 | 18 |
|  | 100.0 | 34.2 | 20.5 | 20.5 | 24.7 |
| 男性 40代 | 92 | 28 | 19 | 21 | 24 |
|  | 100.0 | 30.4 | 20.7 | 22.8 | 26.1 |
| 男性 50代 | 67 | 21 | 13 | 15 | 18 |
|  | 100.0 | 31.3 | 19.4 | 22.4 | 26.9 |
| 男性 60歳～90歳 | 169 | 50 | 33 | 40 | 46 |
|  | 100.0 | 29.6 | 19.5 | 23.7 | 27.2 |
| 女性 18歳～29歳 | 74 | 25 | 14 | 16 | 19 |
|  | 100.0 | 33.8 | 18.9 | 21.6 | 25.7 |
| 女性 30代 | 76 | 26 | 16 | 15 | 19 |
|  | 100.0 | 34.2 | 21.1 | 19.7 | 25.0 |
| 女性 40代 | 93 | 28 | 19 | 21 | 25 |
|  | 100.0 | 30.1 | 20.4 | 22.6 | 26.9 |
| 女性 50代 | 70 | 21 | 14 | 16 | 19 |
|  | 100.0 | 30.0 | 20.0 | 22.9 | 27.1 |
| 女性 60歳～90歳 | 212 | 62 | 41 | 50 | 59 |
|  | 100.0 | 29.2 | 19.3 | 23.6 | 27.8 |

大阪市域　　　：大阪市

北部大阪地域：豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町

東部大阪地域：守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、

交野市

南部大阪地域：堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、

和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、

熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

３．調査実施期間

令和２年８月19日（水曜日）

４．報告書の表記について

・本報告書の中の図表の数字は、回答者数を母数にした比率（％）を表しています。

・集計結果は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、表示した比率の合計が100.0％とならない

ことがあります。

・複数回答の比率の合計は100.0％を超えることがあります。

・各質問の回答者数は（n= ）として示しています。

**Ⅲ．回答者の属性**

1. 市町村

SC1.　以下の中からあなたがお住まいのエリアをお答えください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | n | % |
| 全体 | 1,000 | 100.0 |
| 大阪市 | 310 | 31.0 |
| 豊中市 | 33 | 3.3 |
| 池田市 | 8 | 0.8 |
| 吹田市 | 47 | 4.7 |
| 高槻市 | 47 | 4.7 |
| 茨木市 | 28 | 2.8 |
| 箕面市 | 20 | 2.0 |
| 摂津市 | 10 | 1.0 |
| 島本町 | 3 | 0.3 |
| 豊能町 | 2 | 0.2 |
| 能勢町 | 1 | 0.1 |
| 守口市 | 12 | 1.2 |
| 枚方市 | 52 | 5.2 |
| 八尾市 | 30 | 3.0 |
| 寝屋川市 | 32 | 3.2 |
| 大東市 | 12 | 1.2 |
| 柏原市 | 6 | 0.6 |
| 門真市 | 2 | 0.2 |
| 東大阪市 | 68 | 6.8 |
| 四條畷市 | 4 | 0.4 |
| 交野市 | 7 | 0.7 |
| 堺市 | 109 | 10.9 |
|  | n | % |
| 岸和田市 | 14 | 1.4 |
| 泉大津市 | 11 | 1.1 |
| 貝塚市 | 14 | 1.4 |
| 泉佐野市 | 8 | 0.8 |
| 富田林市 | 16 | 1.6 |
| 河内長野市 | 14 | 1.4 |
| 松原市 | 6 | 0.6 |
| 和泉市 | 15 | 1.5 |
| 羽曳野市 | 13 | 1.3 |
| 高石市 | 8 | 0.8 |
| 藤井寺市 | 8 | 0.8 |
| 泉南市 | 5 | 0.5 |
| 大阪狭山市 | 4 | 0.4 |
| 阪南市 | 3 | 0.3 |
| 忠岡町 | 5 | 0.5 |
| 熊取町 | 5 | 0.5 |
| 田尻町 | 2 | 0.2 |
| 岬町 | 2 | 0.2 |
| 太子町 | 1 | 0.1 |
| 河南町 | 2 | 0.2 |
| 千早赤阪村 | 1 | 0.1 |
| その他 | 0 | 0.0 |

②職業

SC２.　あなたの職業を教えてください。

回答者の職業は、「会社員（正規雇用）」の割合が「33.4％」と最も高く、次いで、「専業主婦（夫）」が「16.6％」、「パート・アルバイト」が「14.9％」となっている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | n | % |
| 全体 | 1,000 | 100.0 |
| 会社役員・団体役員 | 21 | 2.1 |
| 会社員（正規雇用） | 334 | 33.4 |
| 会社員（派遣・契約など非正規雇用） | 57 | 5.7 |
| 公務員・団体職員 | 40 | 4.0 |
| パート・アルバイト | 149 | 14.9 |
| 自営業・自由業 | 76 | 7.6 |
| 農林水産業 | 0 | 0.0 |
| 家内労働・在宅ワーカー | 1 | 0.1 |
| 専業主婦（夫） | 166 | 16.6 |
| 無職 | 115 | 11.5 |
| 学生 | 21 | 2.1 |
| その他 | 20 | 2.0 |

【図表１】回答者の職業割合（単位％）

③スマートフォン等の利用状況

SC３.　 「スマホ等」とは、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれに類するものをいいます。  
スマホ等をどのくらい利用していますか。

スマートフォンの利用状況は、「一日１～３時間未満」が「37.5％」と最も高く、次いで、「一日３～６時間未満」が「25.0％」、「一日１時間未満」が「20.3％」となっている。一方、「利用していない」は「3.2％」となっている。

【図表２】スマホ等の利用状況の割合（単位％）

**Ⅳ．調査結果の詳細**

**１　歩きスマホの経験について**

Q1.　「歩きスマホ」とは、スマホ等を操作又は画面を注視しながら歩行することをいいます。  
あなたは、歩きスマホをしたことがありますか。（SA）

歩きスマホをしたことは、「ある」が「57.4％」、「ない」が「42.6％」となっている。

【図表３】歩きスマホの経験割合（単位％）

n＝968

Q２.　 歩きスマホをする頻度はどれくらいですか。（SA）

歩きスマホをする頻度は、「月に数回（週に１回以下）」が「53.6％」と最も多く、次いで、「週に数回（週に２～５回）」が「34.5％」、「ほぼ毎日（週に６回以上）」が「11.9％」となっている。

【図表４】歩きスマホの経験頻度の割合（単位％）

n＝556

Q３.　 歩きスマホをしたことがある場所はどこですか。（MA・SA）

歩きスマホをしたことがある場所は、「道路（歩道含む）」が「86.7％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「58.6％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「57.4％」となっている。

また、最も多く歩きスマホをしたことがある場所は、「道路（歩道含む）」が「60.3％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「14.6％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「13.3％」となっている。

【図表５】歩きスマホの経験場所（単位％）

n＝556

Q４.　 歩きスマホをする理由は何ですか。（MA）

歩きスマホをする理由は、「メールやSNS等の操作」が「63.5％」と最も多く、次いで、「MAPや時刻表などの確認」が「51.6％」、「ホームページ等の情報収集」が「33.3％」となっている。

【図表６】歩きスマホをする理由（単位％）

n＝556

Q５.　 歩きスマホをしない理由は何ですか。（MA）

歩きスマホをしない理由は、「自分が危険な目に遭う恐れがある」が「59.7％」と最も多く、次いで、「他人に迷惑をかける恐れがある」が「58.7％」、「必要性を感じない」が「52.2％」となっている。

【図表７】歩きスマホをしない理由（単位％）

n＝412

**２　歩きスマホの危険性について**

Q６.　あなたが歩きスマホをする場合に対する認識を1つ選んでください。（SA）

自分が歩きスマホをすることへの認識は、「危険である」が「56.8％」と最も多く、次いで、「どちらかというと危険である」が「36.3％」、「どちらかというと危険ではない」が「5.3％」となっている。

【図表８】自分が歩きスマホすることへの危険認識の割合（単位％）

n＝1,000

Q７.　他人が歩きスマホをする場合に対する認識を1つ選んでください。（SA）

他人が歩きスマホをすることへの認識は、「危険である」が「61.6％」と最も多く、次いで、「どちらかというと危険である」が「33.8％」、「どちらかというと危険ではない」が「3.8％」となっている。

【図表９】他人が歩きスマホをすることへの危険認識の割合（単位％）

n＝1,000

Q８.　あなたが歩きスマホをしたことで、あなたがどのような危険な目に遭ったことがありますか。 （MA）

自分の歩きスマホによって危険な目に遭った経験は、「危険な目に遭ったことはない」が「57.6％」と最も多く、次いで、「人・物にぶつかった（ぶつかりそうになった）」が「36.2％」、「物を落下・紛失した（落下・紛失しそうになった）」が「10.6％」となっている。

【図表10】自分の歩きスマホによって危険な目に遭った経験（単位％）

n＝556

Q９.　あなたが歩きスマホをしたことで、あなたが危険な目に遭った場所はどこですか。（MA・SA）

自分の歩きスマホによって危険な目に遭った場所は、「道路（歩道含む）」が「76.7％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「36.0％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「25.0％」となっている。

また、自分の歩きスマホによって最も危険な目に遭った場所は、「道路（歩道含む）」が「60.6％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「19.5％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「11.0％」となっている。

【図表１１】自分の歩きスマホによって危険な目に遭った場所（単位％）

n＝236

Q10.　他人が歩きスマホをしたことで、あなたがどのような危険な目に遭ったことがありますか。（MA）

他人の歩きスマホによって危険な目に遭った経験は、「人・物にぶつかりそうになった」が「50.3％」と最も多く、次いで、「危険な目に遭ったことはない」が「31.7％」、「不快な思いをした」が「27.3％」となっている。

【図表１2】他人の歩きスマホによって危険な目に遭った経験（単位％）

n＝1,000

Q11.　他人が歩きスマホをしたことで、あなたが危険な目に遭った場所はどこですか。（MA・SA）

他人の歩きスマホによって危険な目に遭った場所は、「道路（歩道含む）」が「86.7％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「41.0％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「29.4％」となっている。

また、他人の歩きスマホによって最も危険な目に遭った場所は、「道路（歩道含む）」が「67.8％」と最も多く、次いで、「駅・ホーム」が「18.7％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「6.7％」となっている。

【図表１3】他人の歩きスマホによって危険な目に遭った場所（単位％）

n＝683

**３　歩きスマホの対策について**

Q12.　歩きスマホは何らかの対策をする必要がありますか。（SA）

歩きスマホ対策の必要性は、「ある」が「87.2％」、「ない」が「12.8％」となっている。

【図表１4】歩きスマホ対策の必要性（単位％）

n＝1,000

Q13.　歩きスマホの対策はどのようにすべきですか。（MA・SA）

歩きスマホの対策方法は、「危険性・防止促進の啓発やマナー教育」が「66.1％」と最も多く、次いで、「法律（条例）などで規制」が「62.0％」、「スマホ自体に歩きスマホ防止機能を付ける」が「60.1％」となっている。

また、最も効果が高いと思うものは、「法律（条例）などで規制」が「39.4％」と最も多く、「スマホ自体に歩きスマホ防止機能を付ける」が「36.7％」、「危険性・防止促進の啓発やマナー教育」が「22.7％」となっている。

【図表１5】歩きスマホの対策方法（単位％）

n＝872

Q14. 歩きスマホの対策をする必要がない理由は何ですか。（MA）

歩きスマホの対策をする必要がない理由は、「マナー・モラルの問題、自己責任であるため」が「78.9％」と最も多く、次いで、「対策しても効果がない」が「25.8％」、「問題があるのは一部の人であるため」が「21.1％」となっている。

【図表１6】歩きスマホの対策が必要ない理由（単位％）

n＝128

Q15.　啓発活動はどのようにすべきですか。（MA）

啓発方法は、「メディア（テレビ・新聞・ラジオ）による啓発活動」が「77.4％」と最も多く、次いで、「必要な場所での注意喚起アナウンス」が「51.2％」、「ポスター・チラシ等による啓発活動」が「47.0％」となっている。

【図表１7】啓発方法（単位％）

n＝576

Q16　啓発活動はどこですべきですか。（MA）

啓発場所は、「駅・ホーム」が「71.0％」と最も多く、次いで、「道路（歩道含む）」が「63.0％」、「商業施設（百貨店、ショッピングモールなど）」が「55.4％」、さらに「教育現場」が「51.6％」となっている。

【図表18】啓発場所（単位％）

n＝576

Q17.　どのような法律（条例）による規制が必要ですか。（SA）

法律（条例）による規制方法は、「罰則のある法律（条例）による規制」が「84.7％」、「罰則のない法律（条例）による規制」が「15.3％」となっている。

【図表19】法律（条例）による規制方法の割合（単位％）

n＝541

Q18.　どの範囲で法律（条例）による規制は必要ですか。（MA）

法律（条例）による規制範囲は、「大阪府全域」が「66.4％」と最も多く、次いで、「人通りが多い場所など、範囲を限定」が「27.2％」、「人通りが多い時間帯など、時間を限定」が「17.4％」となっている。

【図表20】法律（条例）による規制範囲（単位％）

n＝541

Q19.　罰則のない法律（条例）による規制を選んだ理由は何ですか。（MA）

罰則なしの理由は、「マナー・モラルの問題であり、罰則までは不要」が「68.7％」と最も多く、次いで、「府民に意識づけることが大事」が「47.0％」、「取り締まることは実質できない」が「42.2％」となっている。

【図表21】罰則なしの理由（単位％）

n＝83

Q20.　「歩きスマホ」について、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

【主な意見】

○地図など必要な時は仕方ない。

○それぞれが意識すべきであり自己責任。

〇時間つぶしに音楽を聴いているのでどうしてもスマホが手離せない。

○訪問する地域の行き方や交通機関の時刻を調べるので、危険と認識しているが止められない。

○現代の生活習慣病ともいえるイメージがある。

○詐欺にも利用されているので、やめないといけない。

○横断歩道では特にやめるべき。

○継続的な啓蒙活動が必要。

○危険な可能性がある事を認識するほどの注意喚起ができていないと思う。

○「歩きスマホ」の危険性について　もっと啓発する画像をテレビで流すべき。

○子供への「歩きスマホ」の危険教育が必要。

○歩数機能と連動したら効果ありそう。

○歩行中は画面が見えなくなる機能や立ち止まったら操作ができる機能を付ける。

○歩きながら使っているときは、音がでるものは大きな音が出るようにして、周囲に歩きスマホをしている人がいるということを知らせる。

○「歩きスマホレーン」を設置する。

○自動車を運転しながらのスマホ、自転車に乗りながらのスマホも多く見かける。車のスマホと同じ扱いにしていいと思う。

○法律で罰則有りの規定にしてほしい。

○駅、ホームや道路歩行中の歩きスマホは罰則を設けた方が良いと思う。

○歩きスマホ以外にも、自転車・自動車なども問題があるので、同様に規制すべき。

○完全に規制することは非現実的。ただ、道路などでは非常に危険。

○歩きスマホは危ないといいながら、健康促進の面もある人気アプリもあって一概に規制方法が難しい。

○罰則があってもする人はする。大多数がしているので、取り締まるのも困難。

など

**Ⅶ．質問票**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| SC1 | 以下の中からあなたがお住まいのエリアをお答えください。 | |
| 1 | 大阪市 |
| 2 | 豊中市 |
| 3 | 池田市 |
| 4 | 吹田市 |
| 5 | 高槻市 |
| 6 | 茨木市 |
| 7 | 箕面市 |
| 8 | 摂津市 |
| 9 | 島本町 |
| 10 | 豊能町 |
| 11 | 能勢町 |
| 12 | 守口市 |
| 13 | 枚方市 |
| 14 | 八尾市 |
| 15 | 寝屋川市 |
| 16 | 大東市 |
| 17 | 柏原市 |
| 18 | 門真市 |
| 19 | 東大阪市 |
| 20 | 四條畷市 |
| 21 | 交野市 |
| 22 | 堺市 |
| 23 | 岸和田市 |
| 24 | 泉大津市 |
| 25 | 貝塚市 |
| 26 | 泉佐野市 |
| 27 | 富田林市 |
| 28 | 河内長野市 |
| 29 | 松原市 |
| 30 | 和泉市 |
| 31 | 羽曳野市 |
| 32 | 高石市 |
| 33 | 藤井寺市 |
| 34 | 泉南市 |
| 35 | 大阪狭山市 |
| 36 | 阪南市 |
| 37 | 忠岡町 |
| 38 | 熊取町 |
| 39 | 田尻町 |
| 40 | 岬町 |
| 41 | 太子町 |
| 42 | 河南町 |
| 43 | 千早赤阪村 |
| 44 | その他 |
| SC2 | あなたの職業を教えてください。 | |
| 1 | 会社役員・団体役員 |
| 2 | 会社員（正規雇用） |
| 3 | 会社員（派遣・契約など非正規雇用） |
| 4 | 公務員・団体職員 |
| 5 | パート・アルバイト |
| 6 | 自営業・自由業 |
| 7 | 農林水産業 |
| 8 | 家内労働・在宅ワーカー |
| 9 | 専業主婦（夫） |
| 10 | 無職 |
| 11 | 学生 |
| 12 | その他 |
| SC3 | スマホ等をどのくらい利⽤していますか。 | |
| 1 | 一日9時間以上 |
| 2 | 一日6～9時間未満 |
| 3 | 一日3～6時間未満 |
| 4 | 一日1～3時間未満 |
| 5 | 一日1時間未満 |
| 6 | 利用していない |
| Q1 | あなたは、歩きスマホをしたことがありますか。 | |
| 1 | ある |
| 2 | ない |
| Q2 | ■Q１で「歩きスマホをしたことがある」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホをする頻度はどれくらいですか。 | |
| 1 | ほぼ毎日（週に６回以上） |
| 2 | 週に数回（週に２～５回） |
| 3 | 月に数回（週に１回以下） |
| Q3 | ■Q１で「歩きスマホをしたことがある」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホをしたことがある場所はどこですか。 | |
| 1 | 道路（歩道含む） |
| 2 | 駅・ホーム |
| 3 | 公園 |
| 4 | 公共施設（市役所、学校、図書館など） |
| 5 | 商業施設（百貨店、ショッピングモールなど） |
| 6 | 地下街 |
| 7 | レジャー施設（アミューズメント施設など） |
| 8 | その他 |
| Q4 | ■Q１で「歩きスマホをしたことがある」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホをする理由は何ですか。（いくつでも） | |
| 1 | メールやSNS等の操作 |
| 2 | ホームページ等の情報収集 |
| 3 | MAPや時刻表などの確認 |
| 4 | Youtube等の動画視聴 |
| 5 | ゲームの操作 |
| 6 | 音楽アプリの操作 |
| 7 | 無意識 |
| 8 | その他 |
| Q5 | ■Q１で「歩きスマホをしたことがない」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホをしない理由は何ですか。（いくつでも） | |
| 1 | 他人に迷惑をかける恐れがある |
| 2 | 自分が危険な目に遭う恐れがある |
| 3 | 歩きながら操作をすることが苦手（歩きながら画面を見ることができない） |
| 4 | 必要性を感じない |
| 5 | マナー違反である |
| 6 | その他 |
| Q6 | あなたが歩きスマホをする場合に対する認識を１つ選んでください。 | |
| 1 | 危険ではない |
| 2 | どちらかというと危険ではない |
| 3 | どちらかというと危険である |
| 4 | 危険である |
| Q7 | 他人が歩きスマホをする場合に対する認識を１つ選んでください。 | |
| 1 | 危険ではない |
| 2 | どちらかというと危険ではない |
| 3 | どちらかというと危険である |
| 4 | 危険である |
| Q8 | ■Q１で「歩きスマホをしたことがある」と回答した方にお伺いします■ あなたが歩きスマホをしたことで、あなたがどのような危険な目に遭ったことがありますか。 （いくつでも） | |
| 1 | 危険な目に遭ったことはない |
| 2 | 人・物にぶつかった（ぶつかりそうになった） |
| 3 | 物を落下・紛失した（落下・紛失しそうになった） |
| 4 | 転落・転倒した（しかけた） |
| 5 | 交通事故に遭った（遭いそうになった） |
| 6 | 痴漢・盗撮に遭った（遭いそうになった） |
| 7 | 物を盗まれた（盗まれそうになった） |
| 8 | 襲われた（襲われそうになった） |
| 9 | その他 |
| Q9 | あなたが歩きスマホをしたことで、あなたが危険な目に遭った場所はどこですか。 | |
| 1 | 道路（歩道含む） |
| 2 | 駅・ホーム |
| 3 | 公園 |
| 4 | 公共施設（市役所、学校、図書館など） |
| 5 | 商業施設（百貨店、ショッピングモールなど） |
| 6 | 地下街 |
| 7 | レジャー施設（アミューズメント施設など） |
| 8 | その他 |
| Q10 | 他人が歩きスマホをしたことで、あなたがどのような危険な目に遭ったことがありますか。 （いくつでも） | |
| 1 | 危険な目に遭ったことはない |
| 2 | 人・物にぶつかった（ぶつかりそうになった） |
| 3 | 物を落下・紛失した（落下・紛失しそうになった） |
| 4 | 転落・転倒した（しかけた） |
| 5 | 交通事故に遭った（遭いそうになった） |
| 6 | 不快な思いをした |
| 7 | その他 |
| Q11 | 他人が歩きスマホをしたことで、あなたが危険な目に遭った場所はどこですか。 | |
| 1 | 道路（歩道含む） |
| 2 | 駅・ホーム |
| 3 | 公園 |
| 4 | 公共施設（市役所、学校、図書館など） |
| 5 | 商業施設（百貨店、ショッピングモールなど） |
| 6 | 地下街 |
| 7 | レジャー施設（アミューズメント施設など） |
| 8 | その他 |
| Q12 | 歩きスマホは何らかの対策をする必要がありますか。 | |
| 1 | ある |
| 2 | ない |
| Q13 | ■Q12で「歩きスマホは何らかの対策をする必要がある」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホの対策はどのようにすべきですか。 | |
| 1 | 危険性・防止促進の啓発やマナー教育 |
| 2 | スマホ事態に歩きスマホ防止機能を付ける |
| 3 | 法律（条例）などで規制 |
| 4 | その他 |
| Q14 | ■Q12で「歩きスマホは何らかの対策をする必要がない」と回答した方にお伺いします■ 歩きスマホの対策をする必要がない理由は何ですか。（いくつでも） | |
| 1 | マナー・モラルの問題、自己責任であるため |
| 2 | 問題があるのは一部の人であるため |
| 3 | 対策しても効果がない |
| 4 | 他人を密告したり、非難するような行為を誘発するため |
| 5 | 歩きスマホが問題と思わない |
| 6 | その他 |
| Q15 | ■Q13で「危険性・防止促進の啓発やマナー教育」と回答した方にお伺いします■ 啓発活動はどのようにすべきですか。（いくつでも） | |
| 1 | メディア（テレビ・新聞・ラジオ）による啓発活動 |
| 2 | ポスター・チラシ等による啓発活動 |
| 3 | 交通安全教室・キャンペーン等でのマナー教育 |
| 4 | 必要な場所での注意喚起アナウンス |
| 5 | スマホ購入時の販売店による説明 |
| 6 | メール・SNS等による啓発 |
| 7 | その他 |
| Q16 | ■Q13で「危険性・防止促進の啓発やマナー教育」と回答した方にお伺いします■ 啓発活動はどこですべきですか。（いくつでも） | |
| 1 | 道路（歩道含む） |
| 2 | 駅・ホーム |
| 3 | 公園 |
| 4 | 公共施設（市役所、図書館など） |
| 5 | 商業施設（百貨店、ショッピングモールなど） |
| 6 | 地下街 |
| 7 | レジャー施設（アミューズメント施設など） |
| 8 | 教育現場 |
| 9 | 家庭 |
| 10 | その他 |
| Q17 | ■Q13で「法律（条例）などで規制」と回答した方にお伺いします■ どのような法律（条例）による規制が必要ですか。 | |
| 1 | 罰則のない法律（条例）による規制 |
| 2 | 罰則のある法律（条例）による規制 |
| 3 | その他 |
| Q18 | ■Q13で「法律（条例）などで規制」と回答した方にお伺いします■ どの範囲で法律（条例）による規制は必要ですか。 | |
| 1 | 市町村ごとで規制 |
| 2 | 大阪府全域 |
| 3 | 人通りが多い場所など、範囲を限定 |
| 4 | 人通りが多い時間帯など、時間を限定 |
| 5 | その他 |
| Q19 | ■Q17で「罰則のない法律（条例）による規制」と回答した方にお伺いします■ 罰則のない法律（条例）による規制を選んだ理由は何ですか。（いくつでも） | |
| 1 | マナー・モラルの問題であり、罰則までは不要 |
| 2 | 取り締まることは実質できない |
| 3 | 府民に意識づけることが大事 |
| 4 | 他人を密告したり、非難するような行為を誘発するため |
| 5 | 他人に迷惑をかける人はごく一部にとどまっているから |
| 6 | その他 |
| Q20 | 「歩きスマホ」について、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。 | |